２０１５年度

東京逓信病院電気・空調運行管理等業務委託

仕　様　書

【履行期間】

２０１５年４月１日 ～ ２０１６年３月３１日

東京逓信病院

1　目的

東京逓信病院（以下「当院」という。）は、主に診療棟、管理棟で構成されており、各棟における主な機能は以下のとおりである。

建物名	構造、面積	竣工年月	主な機能
診療棟	SRC造（45,834㎡） 地下2階、地上10階	1981年11月	(1)外来及び病棟等の病院機能 (2)レストラン、売店等
管理棟	SRC造（17,596㎡） 地下3階、地上8階	1972年2月	(1)事務室、部長室、医局及び会議室等 (2)人間ドック

※他に MR 棟（284 ㎡）、レジデントハウス（906 ㎡）あり。

当院は１日につき 1,000 人以上の外来患者が来院し、約 500 床の病床を運営する病院であり、中には厳密な療養環境の整備が必要な患者がいることもさることながら、病院の行動目標として掲げる「誠意に満ちた医療」を体現するに当たって、適切な電気・空調管理は欠くことのできない要素である。

また、これと併せ、当院はエネルギーの使用の合理化に関する法律（以下「省エネ法」という。）に定める「第一種エネルギー管理指定工場」、並びに都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（以下「環境確保条例」という。）に定める「指定地球温暖化対策事業所」及び「特定地球温暖化対策事業所」の指定を受けており、より一層の省エネルギーの推進、及び省エネ法、環境確保条例に定められている各種報告書の作成等についても遺漏なく取り運ばなければならない。

当院でも２０１０年２月から「ＥＳＣＯ事業」により、ガスコージェネレーションシステムを導入する等、省エネルギーの推進を行っているところであるが、これら省エネルギー対策を維持向上させるに当たっては、省エネルギー関連の業務に習熟した有識者の協力が不可欠となっている。

さらには院内のホスピタリティを維持するため、電気・空調設備の小修繕等も行っていくこととなる。

このように、当院の電気・空調管理は業務が多岐にわたっており、当院社員のほか、専門の業務知識を有する等の能力、人材が必要であることから、業務委託を行うものである。

2　仕様の概要

(1) 契約件名

東京逓信病院電気・空調運行管理等業務委託

(2) 履行場所

ア　東京逓信病院診療棟（業務の本拠…地下２階　中央監視盤室）

イ　東京逓信病院管理棟（業務の本拠…地下２階　監視盤室）

(3) 契約期間

２０１５年４月１日から２０１６年３月３１日まで（４年自動更新）

契約期間満了の３か月前までに当院または受託先から解約の通知をしないときは満期の翌日から起算して１年間なおその効力を有するものとする。以降における期間満了のときも２０１９年３月３１日を限度としてまた同様とする。

(4) 業務内容

この委託契約は、当院診療棟及び管理棟（レジデントハウスを含む。）の電気・空調運行管理等の業務を下記により実施するもので、この仕様は服務の概要を示すものであるが、下記に記載のない事項でも会計課施設管理係員（以下「係員」という。）の指示に従って契約の範囲内で実施するものとする。

なお、遂行に当たっては労働基準法、労働安全衛生法、高圧ガス保安法、水道法、下水道法、大気汚染防止法、水質汚濁防止法、電気事業法、自家用電気工作物保安規程、省エネ法、消防法、環境確保条例及び東京逓信病院消防計画等関係法令等に従って業務を行うこと。

3　共通的事項

(1) 本件請負者の従事者（以下「従事者」という。）は、一定の服装及び胸章を着用し、請負者の勤務者であることを明確にすること。

(2) 請負者は、従事者の履歴書及び資格等の写しを提出するものとし、従事者に移動があった場合も同様とする。

また、請負者は履行期間中における業務運行上必要な講習会、及び資格等を維持するための研修等に従事者を参加させること。

なお、新しく配置する従事者に対しては、事前に十分な訓練を実施し業務に支障のないようにすること。

おって、作業員全員が風疹・麻疹・流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）・水痘（水疱瘡）及びＢ型肝炎の抗体を持っていること。

⑶ この契約の履行に必要な執務場所及び休憩・仮眠場所、消耗品及び光熱水料等は無償で当院が提供する。

⑷ 従事者は、係員と連携を密にし、その対処方法について指示があった場合はそれに従うこと。

⑸ 従事者は、係員の勤務時間外においても、緊急の場合は係員に必要な連絡を行うとともに指示を受けること。

⑹ 請負者は契約の履行に際し、現場責任者を定めるものとし、現場責任者は係員との連携を密にすること。

また、係員不在時間帯には、監視盤室を代表し、業務に関する一切の事項を適切に処理するものとする。

⑺ 請負者は、下表に掲げる者を前項２⑵の場所に常駐的に配置するものとし、これらの要件を満たしていることを確認できる書類（当該資格の免許証、及び認定書等）の原本を当院に示さなければならない。これは、履行期間内に該当者の交代があった場合も同様とする。

なお、下表２件の要件及び業務については、１名の者が兼任しても差し支えないものとする。

要　　件	業　　務	時間	人数
省エネ法第８条に定める「エネルギー管理者」としての要件を満たす者（エネルギー管理士免状の交付を受けている者）	省エネ法に定める第一種特定事業者としての責務を遂行するため、次項４⑵に掲げる業務を行う。	午前8時30分から午後5時15分まで（原則平日勤務とし、土日祝日に関しては休日とする）	1名以上
環境確保条例第６条の２第２項に定める技術管理者として当院が選任可能な者	特定地球温暖化対策事業所としての責務を遂行するため、次項４⑶に掲げる業務を行う。		

⑻ 従事者は本契約の履行に際して知り得た個人情報を第三者に漏らし、複製し、又は利用しないこと。

なお、違反して個人情報が漏えいした場合は、直ちに会計課施設管理係へ報告すること。これにより、当院に損害を与えたときは、請負者はその損害を賠償すること。

⑼ 請負者は、個人情報の適切な管理を行うための管理体制を有すること。

なお、本件事項の証明として、別添「業務委託に際しての個人情報保護に関する確認書」を会計課施設管理係あて提出すること。

⑽ 請負者は、個人情報の適切な管理を行うとともに、当院から確認を求められたときには、求めに応じること。

⑾ 請負者は、作業員に対し、公益通報者保護法に係る通報窓口について、当社指定の周知文を受領したことを確認の上、当該周知文を用いて周知に努めること。

⑿ 上記⑼～⑽は、本契約後においても有効に存続する。

⒀ 請負者は、当院からの各種要請に対し、可能な限り対応すること。

４　法定的業務の詳細

⑴ 概要

省エネ法に基づくエネルギー管理士、及び東京都環境確保条例に基づく技術管理者への選任可能な要件を満たした者に対し当院がエネルギー管理士及び技術管理者に選任し、診療棟・管理棟のエネルギーを管理するとともに、法及び条例の遵守に必要な計画案の策定、並びに提出書類等の案作成を行うものとする。

⑵ 省エネ法に定めるエネルギー管理士の業務

当院の省エネ法関係業務における最終的な責任者は、当院の経営母体たる日本郵政㈱（以下「本社」という。）となるため、場合により当院社員同席のもと、本社社員と打合せ、及び調整等実施する場合があるので、当院社員からこれらの要請があった場合は応じること。

なお、前年度までに国に提出した報告内容等については、会計課施設管理係に照会すること。

項目	業務内容
省エネルギー基本方針の作成の補佐	係員が作成する省エネルギー基本方針に対して、エネルギー管理士が補佐をする。

項目	業務内容
	また、方針に基づく投資や推進にかかる費用の予算化を図る。
省エネルギー推進体制の補佐	係員が作成する省エネ推進組織の(案)を補佐する。 また、定期的に省エネルギー推進委員会を開催し、エネルギー管理士はその事務局をつとめる。
管理標準の作成及び改正	対象設備である①熱源設備、②電気使用設備、③受変電設備、④配電設備、⑤空調設備、⑥その他について、法に定められた管理標準の作成、改正等を行うこと。管理標準は、エネルギー管理、計測記録、保守点検の要領書となるべきもので、当然ながら、当病院設備に合致したものでなければならない。従って、関係図書、現場を十分調査の上、当院会計課と協議を重ね作成・改正すること。
省エネ法に基づく報告書を作成	①　中長期計画の作成 当院係員、又は本社社員と十分打合せの上作成すること。 法に対する逸脱がない限り、最終的な作成責任主体者たる当院及び本社の方針に基づくこと。 ６月末までに成果品を完成させ、７月の経済産業局への提出に当たっては、変更訂正等が生じた場合は修正等対応の上、当院に再提出すること。 なお、詳細は打合せによる。 ②　定期報告書の作成 ③　燃料等使用状況届出書の作成 ①の作成に準じる。 （ただし、別に定められた期限に従うものとする。）
エネルギー使用量の事態把握	エネルギー使用の実態を調査し、できるだけ定量的に把握する。 各月のデーターを入力して原単位を算出し、推移をみるための表(原単位管理表）を作成する。
省エネルギー計画、目標設定	病院全体及び部門単位の実施事項を定め、目標を可能な限り定量的に設定する。
推進状況の定期報告	１回／月及び１回／年、エネルギー原単位管理表(月報、年報）などを活用して係員に報告する。 その中で、要望事項があればその中に記載する。
省エネ効果の検証	当院及び本社からの要請及び必要に応じ、省エネに関する各種要素の効果測定、検証及び更なる省エネに関する提言、提案を行うこと。
工程表の提出	業務の実施に当たっては、現場を十分調査の上、工程を決め提出すること。

(3) 環境確保条例に定める技術管理者の業務

当院の統括管理者たる会計課長、及び当院の方針に従い、東京都から提出を求められる報告書等の案を作成するとともに、下記の項目について業務を遂行すること。

なお、当院の基準排出量、削減目標の詳細、及び当院において２０１０年度までに東京都に行った計画書並びに報告書の内容については、会計課施設管理係に照会すること。

項目	業務内容
都に提出する各種書類(案)の作成	地球温暖化結果報告書、基準排出量決定申請書及び地球温暖化対策計画書等、都が環境確保条例に基づき提出を求める各種書類について案を作成するとともに、必要な付属書類及び証拠書等の取りまとめ等を行う。
削減義務の進捗管理等	当院が東京都に提出した、又は履行期間中に提出する報告書等に基づいた削減計画を遂行、並びに削減義務の確実な履行に当たり、その進捗状況を管理及び確認し、必要に応じて当院に報告する。
当院統括管理者への助言等	効率的削減の更なる推進等のため、東京都環境確保条例に定める統括管理者に必要な助言、提言等を行う。

おって、この業務を行う者は、必要に応じ講習会等に出席する等行い、履行期間中において技術管理者としての選任要件を失われないようにしなければならない。

５－１　診療棟における日常的、定期的業務の詳細

(1) 業務の内容

本仕様書において委託する診療棟の電気・空調関係の業務内容は、下表のとおりとする。

種類	概要	資格等	勤務体系(※)	要員配置上の留意点等
電気設備等関係業務	受変電設備、発電設備及びその他電気設備の運行管理及び一般的保守を実施するものとする。	電気主任技術者(3種以上の者)を1名選任すること。 ほか、第２種電気工事士以上の者を配置する。	A 日勤 午前8時30分から 午後5時15分まで 毎日1名配置する。 B 16勤 午後4時00分から 翌午前9時20分まで 毎日1名配置する。 A´電気主任技術者 午前8時30分から 午後5時15分まで 原則平日勤務（1名配置）とし、土曜日、日曜日及び祝日等は休日とする。	① 係員の承認を得て必要人員を配置すること。 ② 勤務指定された要員配置ができない場合は、速やかにその旨を報告し、他の者を充てる等して、委託された業務に支障を生じさせないものとする。 ③ 受変電設備の12ヶ月点検の際は、安全確保のための人員を配置すること。
空調等設備関係業務	空気調和設備、換気設備、衛生設備(以下「空調等設備」という。)の運行管理、一般的保守及び建築物環境衛生管理業務を実施するものとする。	第一種圧力容器取扱作業主任者以上の有資格者を1名選任すること。 また、危険物取扱主任者(乙種第4類以上)の有資格者を配置する。	A 日勤 午前8時30分から 午後5時15分まで 毎日1名配置する。 B 16勤 午後4時00分から 翌午前9時20分まで 毎日1名配置する。	① 係員の承認を得て必要人員を配置すること。 ② 危険物取扱主任者については、業務に支障のないよう配置すること。 ③ 勤務指定された要員配置ができない場合は、速やかにその旨を報告し、他の者を充てる等して、委託された業務に支障を生じさせないものとする。

(2) 業務の詳細

種類	業務内容	
電気設備等関係業務	日常的業務	① 中央監視盤室において各機器の発停状況及び諸設定のモニター随時点検を行う。 ② 受変電設備（特高及び高圧に関わる諸設備等）の「日本郵政株式会社事業用電気工作物保安規程」等を遵守した点検を行う。日常点検においては、午前と午後に１回ずつ主変電室の MOFの記録、所内点検、サブ変電室及び各階分電盤等の巡回点検を行う。 ③ 非常用自家発電設備、蓄電池設備、ＣＶＣＦ設備の目視点検を行う。 ④ 照明設備の点灯状況巡回点検（電球、チョーク、トランス等の交換を含む。）を行う。 ⑤ コンセント負荷設備点検（可能な限り自営修理する。）を行う。 ⑥ 動力設備、回路及び電動機等を随時又は必要時に点検を行う。 ⑦ 弱電設備（ナースコール、インターホン、患者呼び込みマイクその他放送設備等）について、可能な限り自営修理を行う。 ⑧ その他電気設備について、トラブル発生時に適切な処置を行う。なお、処置不能の場合は応急処置を行い、係員に外注依頼を行う。 ⑨ エレベーター、エスカレーター等の故障、地震等による停止については、可能な範囲で処置を行う。なお、処置不能の場合は応急処置を行い、係員に外注依頼を行う。 ⑩ 管理棟の電気設備保守等臨時の作業。 ⑪ その他電気作業に付帯する業務及び係員の指示する業務。 ⑫ 空調等設備関係の補助作業。 ⑬ 各項に関係する各種式紙類の記入及び係員の検印を受けること。

種類	業　務　内　容	
	定期的業務	①　毎月１回特高盤フィルター３箇所を清掃する。 ②　受変電設備（特高及び高圧に関わる諸設備等）の点検（月例、６ヶ月及び１２ヶ月）を実施する。 ③　「日本郵政株式会社事業用電気工作物保安規程」等に基づく巡視、点検、手入れ及び測定を実施し、点検表に記録する。 ④　月１回以上ＣＶＣＦ設備の作動状況を点検記録する。
空調等設備関係業務		①　冷凍機等の操作維持管理及び一般的保守。 ②　各種空調等設備機器の取扱いについては、機器取扱説明書及び各注意事項に従い行うこと。（注油、ベルト調整等） ③　空調等設備の運転時間等は別に定める。 ④　前項③の運転時間中に附随する各種装置の運行管理を行うこと。 ⑤　衛生設備については、各種ポンプ類のグランドパッキン、一般各室の水栓パッキン等簡易な保守管理（修理）、トイレの水廻り管理（修理）等全般にわたるものとする。 ⑥　季節の状態に応じた運転内容の変更、各種バルブの操作等を行うこと。 ⑦　空調設備運行管理のうち主装置のプレフィルター等特に必要な部分の洗浄を行うこと。 ⑧　危険物は、法令に基づき取扱うものとし使用量等を把握するとともに日誌によりボイラー等の運行状況を係員に報告すること。 ⑨　空調ユニットフィルターについて、４～９階個室は年５回、地下２階及び 10 階は年１回、その他の場所は年３回、それぞれ清掃作業要領に基づきフィルター清掃を行うこと。 ⑩　建築物環境衛生管理については、その状況を確認するとともに、測定機器による計量を行うこと。（測定周期及び管理基準は別に定める。） ⑪　管理棟の空調運行管理等臨時の作業。 ⑫　その他空調等設備に付帯する業務及び係員の指示する業務。（簡易な修理・点検等） ⑬　電気設備関係の補助作業。 ⑭　各項に関係する各種式紙類の記入及び係員の検印を受けること。

５－２　管理棟における日常的、定期的業務の詳細

(1) 業務の内容

種類	概要	資格等	勤務体系(※)	要員配置上の留意点等
電気・空調等関係業務	①　電気設備の運行管理及び一般的保守を実施する。 ②　空気調和設備、換気設備、衛生設備（以下「空調等設備」という。）の運行管理、一般的保守並びに建築物環境衛生管理業務を実施する。	電気業務及び空調業務の有識者	午前8時30分から午後5時15分まで原則平日勤務とし、土曜日、日曜日及び祝日等は休日とする。	①　毎日１名を配置する。 ②　要員配置ができない場合は、速やかにその旨を報告し、他の者を充てる等して、委託された業務に支障を生じさせないものとする。

(2) 業務の詳細

種類	業　務　内　容
電気・空調等関係業務	①　照明設備の点灯状況巡回点検（電球、チョーク、トランス等の交換を含む。）を行う。 ②　日常点検等においては、午前と午後に１回ずつ、変電室及び分電盤等の巡回点検を行う。 ③　コンセント負荷設備点検（可能な限りで自営修理する。）を行う。 ④　動力設備、回路及び電動機等の点検を随時又は必要時に行う。 ⑤　弱電設備について可能な限りでの自営修理を行う。 ⑥　その他電気設備において、トラブル発生時に適切な処置を行う。なお、処置不能の場合は応急処置を行い、係員に外注依頼を行う。 ⑦　各種のボイラー及び冷凍機等の操作維持管理及び一般的保守。 ⑧　各種機器の取扱いについては、機器取扱説明書及び各注意事項に注意して行うこと。（オイルの注油、ベルト調整等） ⑨　空調等設備の運転時間は別に定める。

種類	業　務　内　容
電気・空調等関係業務	⑩　前項⑨の運転時間中に付随する各種装置の運行管理を行うこと。 ⑪　衛生設備については、各種ポンプ類のグランドパッキン、一般各室の水栓パッキン等簡易な保守管理(修理)、トイレの水廻りの管理（修理）等全般にわたり行う。 ⑫　季節の状態に応じた運転内容の変更、各種バルブの操作等を行うこと。 ⑬　空調設備運行管理のうち主装置のプレフィルター等、特に必要な部分の洗浄を行うこと。 ⑭　法令等に基づき取扱うものとし、ガス、水道等の使用量等を把握するとともに日誌等により係員に報告すること。 ⑮　空調ユニットフィルターについて、地下１階更衣室及び１階人間ドックセンターは年３回、その他の場所は年１回、それぞれ清掃作業要領に基づきフィルター清掃を行うこと。 ⑯　建築物環境衛生管理については、その状況を確認するとともに、測定機器による計量を行うこと。(測定周期及び管理基準は別に定める。) ⑰　その他電気・空調運行管理等業務に付帯する業務及び係員の指示する業務。 ⑱　各項に関する各種式紙類の記入及び係員の検印を受けること。

1　診療棟設備

（1）電気設備

受変電

受電方式　三相三線　三回線高圧スポットネットワーク方式		２２ｋＶ
特高変圧器	２，５００ｋＶＡ×３台（２２ｋＶ／６．６ｋＶ）	
変圧器総容量		８，４８０ｋＶＡ
ＣＶＣＦ装置	１５０ｋＶＡ	１台

予備発電（重油）

発電機	三相６ｋＶ	２，０００ｋＶＡ
エンジン　ディーゼル機関　１２気筒		２，４００ｐｓ
冷却水槽		約５００ｔ

（2）空気調和設備

熱源設備

冷凍機　吸収式冷凍機（蒸気二重効用）	１，０５８，４００Ｋｃａｌ／ｈ	２台
チリングユニット	３０９，９６０Ｋｃａｌ／ｈ	１台
	１８９，０００Ｋｃａｌ／ｈ	１台
	１３４，５００Ｋｃａｌ／ｈ	１台
ボイラー　高効率小型貫流ボイラー	１，０７８，０００Ｋｃａｌ／ｈ	４台
スチームアキュムレーター　蓄熱容量　２７．９㎥		２台

空気調和設備

エアーハンドリングユニット	３９系統
水冷パッケージエアコン	７系統
ファンコイルユニット（各室）方式	１式
空冷ヒートポンプチラー	吸収式×１台　水冷式×４台

（3）衛生設備

給水　受水槽	飲用	ステンレス製	１００㎥	４基
	雑用	ピット槽	２４０㎥	２槽
高架水槽	飲用	ステンレス製	３０㎥	２基
	雑用	ステンレス製	１５㎥	１基
	消火用	鋼板製	１㎥	１基
給　湯　貯湯槽	タテ型	５，０００ℓ（４６０，０００Ｋｃａｌ／ｈ）		
		（内容積　５．２１㎥）		２基
	タテ型	３，３００ℓ（３５０，０００Ｋｃａｌ／ｈ）		
		（内容積　４．０３㎥）		２基
排　水　雑排水槽	薬液槽		８㎥	１槽
	厨房槽		１１㎥	１槽
	一般槽（１）		７㎥	１槽
	〃　（２）		８㎥	１槽
	医療用排水処理槽		９０㎥	１槽
汚水槽	（１）		６㎥	１槽
	（２）		６㎥	１槽
廃液貯留タンク	定着液用		０．８㎥	１槽
	現像液用		０．８㎥	１槽

（4）搬送設備

エレベーター	乗　用	積載荷重	１，０００kg	１５人
		速度	１５０ｍ／分	２台
	〃	（車椅子用）	同上	１台

	寝台用	積載荷重	１，０００kg	１５人
		速度	９０m／分	２台
	非常用	積載荷重	１，１５０kg	
		速度	９０m／分	２台
	配膳用	積載荷重	１，０００kg	
		速度	９０m／分	１台
ダムウェーター	薬品用	積載荷重	２５０kg	
		速度	１５m／分	１台
エスカレーター	８００型		６，０００人／時	
		速度	３０m／分	４台

（５）防火設備

自動火災報知設備	受信機	P形１級	２００回線　１面
	副受信機	壁掛型	２０回線　１３面
	総合盤	消火栓組込式	５７箇所
		〃　防水型	３箇所
		〃　埋込型	３箇所
	感知器	差動式スポット型（２種）	２６２個
		定温式スポット型（１種、防水）	１１７個
		煙式スポット型（イオン式）	１，１９１個
		煙式スポット型（光電式）	１２個
消火設備	屋内外消火栓	屋内	３１箇所
		〃　消防隊専用　併設	２６箇所
		屋外	３箇所
		連結送水口	４箇所
	スプリンクラー	ヘッド	３，９１７箇所
		連結送水口	３箇所
	ハロゲン化物	噴射ヘッド	８６個
		選択弁	１０個
		ガス容器	３１本
	設置場所（ボイラー室、変電室、電算機室、病歴保管室、その他　計		１１箇所）
	泡消火	泡ヘッド	３４２個
		感知ヘッド	１５２個
		一斉開放弁	３８箇所
	設置場所（駐車場）		
消火器具	ＡＢＣ粉末１０型		１９５本
	〃　２０型		４本
	〃　５０型		１本
	〃　６型		１本
	ハロン消火器		１０本
防排煙設備	排煙口		２６８箇所
	防火扉		１２７箇所
	防火シャッター		１２箇所
	防煙垂れ壁		１８箇所
	防火ダンパー		２０２箇所
	給気口		１６箇所
	感知器		１，０３２個
	排煙機		８台

	制御盤		１０面
非常放送設備	放送装置	自立型（一般、ＢＧＭ組込み式）	１面
	スピーカー		５８７面
非常通報設備	通信機	壁掛、バッテリー内臓	１基
	通報押釦	火災用、盗難用	３個
消防用水設備	屋外用水槽	容積　　３８㎥	２槽
		〃　　４０㎥	１槽
	屋内用水槽	容積　　１６０㎥（ピット式）	１槽

（６）信号設備

電話設備（管理棟、ＭＲ棟、レジデントハウス含む）			
	事業用　デジタル交換機　ＥＰ２７（Ｉ）		１式
	（収容可能回線数：アナログ５２８回線・デジタル２５６回線）		
		ＰＨＳ電話設備（医師等用）	１６０台
ナースコール設備		病棟ナースステーション	１３箇所
インターホン設備			１式
ポケットベルページング設備		院内電話設備連動	１９６個
放送設備	一般放送	（一般、ＢＧＭ組込み式）	１面
	呼出放送	（外来診療等）ＡＭＰ　５Ｗ	１６台
電気時計設備	一般時刻用	親時計　水晶発振	１面
	積算時計	手術時間計測用	１４台
監視用テレビ設備	庁内監視用		１１箇所
	医療監視用		２０箇所
車路管制装置			１式
投薬表示設備			１式
中央監視制御装置	監視盤	中央監視用（電気、空調設備）	１台
		防災監視用	１台
	中央処理装置		１式
	中央伝送制御装置		１式
	入出力タイプライター		１台
	プリンター	アラーム用	１台
		日報用	２台
その他各種設備	自動ドアー設備		９６箇所
	電気鍵設備		３２箇所
	医療ガス等装置		
		ガス類　医療用酸素（液体酸素）	１式
		笑気ガス	１式
	吸引装置		１式
	圧縮空気装置		１式
消毒設備	高圧蒸気滅菌装置		９台
	ガス滅菌装置		２台
殺菌水製造装置（紫外線式）			３６台
医療用排水処理装置			１式

２　管理棟設備

（１）空気調和設備

熱源設備

冷房、暖房用時	直焚冷温水機		
（ＣＢ－１　都市ガス１２Ａ　１１，０００Ｋｃａｌ／ｈ）			１基
	冷房能力	３７８，０００Ｋｃａｌ／ｈ	
	暖房能力	３９７，０００Ｋｃａｌ／ｈ	
	冷水温度	７℃～１２℃	
		６０℃～５５℃	
		３２℃～３７．５℃	
暖房、給湯時	真空温水発生機		
（ＨＢ－１　都市ガス１２Ａ　１１，０００Ｋｃａｌ／ｈ）			１基
	定格能力	２２５，０００Ｋｃａｌ／ｈ	
	暖房能力	１３５，０００Ｋｃａｌ／ｈ	
	給湯能力	９０，０００Ｋｃａｌ／ｈ	
蒸気使用時	貫流ボイラー		
（ＳＢ－１　都市ガス１２Ａ　１１，０００Ｋｃａｌ／ｈ）			１基
	熱伝面積		３．９㎡

（２）衛生設備

給水槽	受水槽	２８㎥	４基
	高置水槽	８㎥	１基
	〃	３㎥	１基
排水槽	雑排水槽	３１㎥	１槽
	汚水槽	３２㎥	１槽
		６㎥	１槽
		４㎥	１槽

（３）その他設備

エレベーター	（乗　用）		２基
	（人荷用）		１基
消防用設備	自動火災報知設備（感知器）		６６３個
	屋内消火栓		２４箇所
	スプリンクラー　３区域		３７８個
消火器	ＡＢＣ消火器		１０７本
	強化液		１６本
防火扉			２４個
防火シャッター			３個
可動垂れ壁			３台
煙感知器			２９個
ダンパー			４３面
非常放送設備	一式	（増幅器	６００Ｗ）
		（スピーカー	２６７個）
		（リモコン	１個）
二酸化炭素	（ヘッド　１６個）	２区画	１７本
ハロンガス	（ヘッド　１４個）	３区画	１１本
連結送水管設備	送水口		１個
	放水口		１０個

３　ＭＲ棟設備

（１）空気調和設備

熱源設備	空冷ヒートポンプエアコン		
	ＳＲＹＰ５ＪＡ	（１．９５ＲＴ）	１基
	ＦＢＹＣ６３Ｄ１	（１．９２ＲＴ）	２基
	ＲＳＣＹ５	（２．１４ＲＴ）	１基
	ＳＺＹＢＰ１０６Ｄ	（１．９８ＲＴ）	１基
	空冷電子計算機室用エアコン		
	ＳＺＨＹＰ２２４Ｃ	（３．３１ＲＴ）	１基
	空冷式ウォーターチリングユニット		
	ＳＺＹＢＰ８０ＤＴ	（１．１３ＲＴ）	１基
	小型電気温水器	ＥＳ－２０Ｎ	１台
		ＥＳ－１０Ｎ	１台

（２）衛生設備

排水槽	雨水槽	１基
	汚水槽	１基
	雨水排水（ＤＶ２型）ポンプ	２台
	汚水汚物（ＤＬ型）ポンプ	２台

（３）その他設備

ＭＲ用電源トランス		１台
消防設備等	自動火災報知設備（感知器）	１５個
	屋内消火栓	１箇所
	スプリンクラーヘッド	１２個
	消火器（ＡＢＣ１０型）	２本
	防火扉	１個
	煙感知器	２個
	非常用放送設備スピーカー	７個

環境衛生管理基準等について

1　概要

この管理基準は、労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）、及び事務所衛生基準規則（昭和四十七年九月三十日労働省令第四十三号）に基づき、事務所等の作業環境測定を実施するに当たり、必要な事項を定めるものである。

2　管理基準

(1)空気環境の測定

ア 測定対象等

測定対象	基準	測定周期と回数	測定点の選定	測定位置
温度	17℃～28℃。 なお、17℃以下の居室における温度が外気の温度より低い場合は、その差を著しくしないこと。	1点当たり 1日2回 詳細は記録用紙のとおり。	各階毎に建築物の用途、構造、空調の方式、系統、延床面積等の諸条件を考慮して選定する。	測定点の選定に従って選ばれた居室の平均的空気状態を示す位置で、①床上75cm～120cmの間の定点、②同位置床上10cmの点、③外気取入口前
相対湿度	40%以上70%以下			
炭酸ガスの粉有率	1.000ppm以下(2回の平均)			
一酸化炭素の粉有率	10ppm以下(2回の平均)			
気流	0.50m/s以下			
浮遊粉じん量	0.15kg/㎥以下(3回の平均)			

イ　測定スケジュール

基準日	4月15日(水)	6月17日(水)	8月19日(水)	10月14日(水)	12月16日(水)	2月17日(水)
診療棟	外気取入口 (地下1階)栄養管理室及び薬品管理室 (1階)看護部、医療情報管理課、医事課医事係、窓口企画係、中央病歴室及び地域連携室 (4階)感染予防対策室、医療安全対策室、認定看護師事務室、及びMEセンター事務室					
	9階東・西病棟 ナースステーション 1階外来・2階外来	8階東・西病棟 ナースステーション 1階外来・2階外来	7階東・西病棟 ナースステーション 1階外来・2階外来	6階東・西病棟 ナースステーション 1階外来・2階外来	5階東・西病棟 ナースステーション 1階外来・2階外来	4階西病棟 ナースステーション 1階外来・2階外来
管理棟	外気取入口 (1階)医事課人間ドック事務室 (2階)経営管理課事務室及び会計課事務室					

※　基準日は目安であり、事務所衛生基準規則を逸脱しない範囲での日程変更は可とする。

3　測定結果の記録

上記管理基準に基づき測定した結果は、各棟ごとの「環境測定記録」に記入し、速やかに会計課施設管理係あて提出するものとする。

4　測定器又は消耗品類

当院で貸与又は支給する。

5　その他

(1) この管理基準は２０１１年４月１日現在のものであり、契約期間を通じ、関係法令の改正はもとより当院の改修及び組織改正等、現時点で予測し得ない変更があり得る。

(2) この管理基準について明らかにされていない点等は、当院の衛生管理者、又は会計課施設管理係の指示に従うこと。

課長		係長		測定者	

環　境　測　定　記　録
（診療棟）

年　　月　　日（　　）	天候	

測　定　項　目				2か月に1回							
				温度	相対湿度		炭酸ガス	一酸化炭素	照度	気流	浮遊粉じん量
測　定　基　準				17℃～28℃	40%～70%		1,000ppm以下	10ppm以下	300lx	0.5m/sec以下	0.15mg/㎥以下
測定場所		測定時刻	在室人数	乾球	湿球	湿度	平均値	平均値			平均値
外気取入口		:									
1階事務室	看護部	:									
	医療情報管理課	:									
	医事課（医事係）	:									
	医事課（窓口企画係）	:									
	中央病歴室	:									
	地域連携室	:									
地下1階	栄養管理室	:									
	薬品管理室	:									
4階	感染予防対策室										
	医療安全対策室										
	認定看護師事務室										
	ME センター事務室										
階	病棟ﾅｰｽｽﾃｰｼｮﾝ	:									
階	病棟ﾅｰｽｽﾃｰｼｮﾝ	:									
1階	外来前	:									
2階	外来前	:									
特　記　事　項											

課長		係長		測定者	

環　境　測　定　記　録
（管理棟）

年　　月　　日（　　）	天候	

測　定　項　目			2か月に1回							
			温度	相対湿度		炭酸ガス	一酸化炭素	照度	気流	浮遊粉じん量
測　定　基　準			17℃～28℃	40%～70%		1,000ppm以下	10ppm以下	300lx	0.5m/sec以下	0.15mg/㎥以下
測定場所		測定時刻	在室人数	乾球	湿球	湿度	平均値	平均値			平均値
外気取入口		:									
1階	医事課（人間ドック）	:									
2階事務室	経営管理課	:									
	会計課	:									
		:									
		:									
特　記　事　項											

空調ユニットフィルター清掃作業要領

１　概要

この清掃作業は、医療機関として求められる清潔性、安全性を確保し、患者をはじめご利用者の皆さまに良好かつ快適な院内環境を提供するため、空調設備が最良の状態で運転でき、かつ効率をあげるために行うものである。

なお、空調ユニットフィルターの設置数量については、設置数一覧表のとおり。

２　作業日等

病院業務の都合上、外来休診日（土・日及び祝日）を中心に作業を行うこと。

また、作業月日及び作業箇所等を記載した工程表を事前に提出すること。

なお、患者の都合及び病院業務の都合により作業が実施できない場合は、別途日程を調整し、作業を実施し完了させること。

３　作業内容

(1)　パネルからフィルターを取り外す。その際、吸込口からフィルターのほこりを吸われないように注意するとともに、ほこりを床等に落とさないように注意すること。万一落とした場合は清掃を行うこと。

(2)　パネル及びフィルターのほこり等を掃除機で念入りに吸い取る。ほこりがひどい場合は、水洗いを行い、目詰まりのないようにすること。

(3)　フィルターのほこりの無いことを確認の上、パネルへ取り付け、正規の位置に戻すこと。また、吸込口付近が汚れている場合は、清掃を行うこと。特に診療棟４～９階の個室病室については、吸込口付近の清掃を念入りに行うこと。

４　使用材料

当作業に必要な清掃用具、工具、各種機器類及び消耗品等は、請負者の負担とする。

なお、使用する材料はすべて品質良好なもので、規格（ＪＩＳ）等の指定のあるものは規格品を使用すること。

５　その他

(1)　清掃作業要領等で疑義を生じたときは、係員の指示を受けるものとする。

(2)　当作業にあたっては、施設・備品及び人間等に対し損害を与えないよう必要な措置を講ずること。万一損害を与えたときは直ちに措置し、事後遅滞なく係員に報告すること。

(3)　当作業によって発見した破損及び故障箇所は、その機能が維持できるよう処置し、直ちに係員に報告すること。

(4)　当作業において事故が発生した場合は、直ちに必要な措置を講ずるとともに係員に報告し、その指示を受けること。

(5)　当作業中は常に整理整頓を心掛け、終了後は速やかに後片付け清掃を実施すること。

(6)　当作業終了後、係員よりやり直しを指示された場合は、請負者の負担においてこれを実施すること。

空調ユニットフィルター設置数一覧表

実施台数　　1268　台

	床置型	天井埋込カセット型			天井埋込型	特殊病室	全枚数
		1方向、2方向式		4方向式			
		ﾌｨﾙﾀｰ1枚	ﾌｨﾙﾀｰ2～3枚				
診療棟							
地下２階	2	8					10
地下１階		130	22	7	18		177
１階		100	25	13	35		173
２階		167	25	16	27		235
３階	14	89	14		4		121
４階（個室）	8		3				11
４階（その他）	20	20	3	1			44
５階（個室）	6		11				17
５階（その他）	16	15	2	1			34
６階（個室）	5		11				16
６階（その他）	16	14	3	1			34
７階（個室）			17				17
７階（その他）	16	15	2	1			34
８階（個室）			15			1	16
８階（その他）	16	15	2	2			35
９階（個室）		6	4			1	11
９階（その他）	22	27	6	3	9		67
１０階		3	1				4
小計①	141	609	166	45	93	2	1056
管理棟							
地下２階		1					1
地下１階・ＭＲ棟		16	5	1			22
１階（人間ﾄﾞｯｸ）		1	3	38			42
１階（その他）	1	14	1	2			18
２階	32	9					41
３階	16	21					37
４階	2	6	12	1			21
５階	1	10	5	7			23
６階		7					7
７階							0
８階							0
小計②	52	85	26	49	0	0	212
合　計	193	694	192	94	93	2	1268